

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書 平成29年 6月27日 愛知県知事 殿 提出者 住 所 愛知県瀬戸市西迫分町160番地 氏 名 公立陶生病院組合 管理者 瀬戸市長 伊藤 保徳 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 0561-82-5101 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	公立陶生病院
事業場の所在地	愛知県瀬戸市西迫分町160番地
計画期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83 医療業
②事業の規模	診療科 29科 病床数 701床（一般病床 651床、結核病床 44床、感染症病床 6床）
③従業員数	1334人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物、引火性廃油、強酸） 当院 → 収集運搬業者 → 中間処理業者（焼却） →最終処分業者による埋め立て処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 特別管理産業廃棄物責任者 安全衛生委員会 感染防止対策委員会 管財経理課施設係 P C B 特別管理産業廃棄物管理責任者				
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（平成 28年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	強酸
	排出 量	448.024 t	1.386 t	0.159 t
	(これまでに実施した取組)			
	現場における廃棄物の分別			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	強酸
	排出 量	478.8 t	1.0 t	0.2 t
	(今後実施する予定の取組)			
	現場での分別を徹底することにより、感染性廃棄物の発生量を抑える。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 現場での廃棄物の区別 ・ 不適切な分別・廃棄がされた部署には廃棄物処理担当者より適切な分別処理の指導を随時行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特にない。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
①現状	【前年度（平成 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。 (感染性廃棄物は再利用できない。)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
①現状	【前年度（平成 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t	t

		(これまでに実施した取組) 実施していない。			
	②計画	【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t
		(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
①現状	【前年度（平成 年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（平成２８年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	強酸
	全処理委託量	448.024 t	1.386 t	0.159 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託内容に見合った適正な料金で収集運搬業者及び処分業者とそれぞれの書面で委託契約を行い、許可証や処理能力の確認を行う。 ・委託した処分状況について委託先の現地確認を行うことにより契約書の定めに従って適正に処理されていることを確認、記録する。			

（第５面）

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油	強酸
	全処理委託量	478.8 t	1.0 t	0.2 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処	t	t	t

		理委託 量			
		(今後実施する予定の取組) ・感染防止対策強化により感染防止用品やディスポ化等により今後も廃棄物の増加が見込まれる。 ・廃棄物の発生量は、病院ということもあり、患者数や症状等により増減が多いが、現場での分別を徹底することにより感染性廃棄物の発生を抑える。			
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。